

高萩・北茨城広域事務組合の議会議員、監査委員及び公平委員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和59年6月15日

条例第4号

改正 昭和60年3月9日条例第3号

平成15年3月24日条例第1号

平成19年4月1日条例第2号

令和元年10月9日条例第33号

(報酬)

第1条 議会の議長、副議長、議員、監査委員及び公平委員の報酬は、別表のとおりとする。ただし、支給に関し必要な事項は、北茨城市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年北茨城市条例第59号）を準用する。

(費用弁償)

第2条 議長、副議長、議員、監査委員及び公平委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、北茨城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年北茨城市条例第19号。以下「条例」という。）を準用し、旅費の額は、別表に掲げる職に相当する額を支給する。

(期末手当)

第3条 議長、副議長及び議員に期末手当を支給する。

2 期末手当の額及び支給方法等は、条例の適用を受ける市長等の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年6月1日から適用する。

付 則（昭和60年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成19年条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（令和元年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

職 名	報 酬		旅 費
	月 額	日 額	
議 長	10, 000円		市 長
副議長	9, 500円		副市長
議 員	9, 000円		副市長
監査委員		4, 800円	副市長
公平委員		5, 200円	副市長